

市有財産売買契約書(案)

市有財産の売買について、売主 国東市長 松井督治（以下「甲」という。）と買主 _____（以下「乙」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い誠実に、この契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有に係る末尾記載の車両(以下「売買物件」という。)を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金の額は、金 _____ 円とする。

（売買代金の支払）

第4条 乙は契約締結後、売買代金を甲の発行する納入通知書により、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までに甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約と同時に契約保証金として売買代金の10パーセント以上を、甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前条に規定する義務を履行したときは、乙の請求により前項に規定する契約保証金を乙に返還する。ただし、乙は前項に規定する契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

3 第1項に定める契約保証金には利息を付さない。

4 乙が売買代金全額を甲に即納する場合にあっては、契約保証金の納付を要さないものとする。

5 前項に該当する場合にあっては、第1項から第3項の適用を除外するものとする。

6 第1項に定める契約保証金は、乙がこの契約上の義務を履行しないため甲に損害を与えた場合に、甲に支払うべき損害賠償額の予定又はその一部と解釈してはならない。

7 乙が前条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。

(所有権の移転)

第 6 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙へ移転する。

(所有権移転手続等)

第 7 条 所有権移転に関する手続きは、乙が行うものとし、移転に要する一切の費用は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第 8 条 甲は、売買物件の所有権の移転と同時に、当該物件を現状有姿のまま乙に引渡すものとする。

(危険負担)

第 9 条 この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災その他甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、その損害は乙の負担とし、乙は甲に対して代金の減額及び損害の賠償を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第 10 条 乙は、この契約締結後、売買物件を確認し契約書記載の種類、品質、数量等を承諾して購入するものであり、これについて追完請求、代金減額請求、解除、損害賠償、補修等の一切の責任を求めないものとする。

(禁止用途)

第 11 条 乙は、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸付けてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又はそれらの者から委託を受けたものがその活動のため利用すること

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に規定する観察処分の決定を受けた団体がその活動のため利用すること

(実地調査等)

第 12 条 甲は、前条に定める遵守すべき事項の履行状況を確認するため、実地調査し、又は乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は正当な理由なくして、甲の実地調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠り、若しくは拒み、若しくは虚偽の報

告をしてはならない。

(義務の承継)

第 13 条 所有権を移転する場合は、この契約の義務を承継しなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要しないで直ちに、この契約を解除することができる。乙は、異議なく承諾するものとする。

(1) 乙が、第 11 条の規定に違反したとき。

(2) 乙に、売買物件の売買に関し虚偽の報告若しくは申告その他不正な行為があったとき。

(3) 乙に、破産、民事再生、会社更生又は会社整理の申立、解散等の事由が発生し、かつ、これによりこの契約に規定する義務を履行することができないと認められるとき。

(4) 乙が売買代金を納入期限内に支払わないとき。

3 前二項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、乙又は第三者に損害が生じて、甲はその責任を負わない。

4 乙は契約締結後、売買代金を支払うまでに売買物件が必要なくなった場合、解除することができる。ただし、第 17 条の違約金、第 18 条の原状回復義務、第 19 条の損害賠償に従うものとする。

(返還金等)

第 16 条 甲は、第 14 条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約に要した費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支払いした必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(違約金)

第 17 条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により売買代金の 10 パーセントの金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 甲が、第 14 条の規定により契約を解除したとき。

(2) 乙が、第 11 条の規定に違反したとき。

2 前項の違約金は、乙がその契約上の義務を履行しないため甲に損害を与えた場合に甲に支払うべき損害賠償の予定又はその一部と解釈してはならない。

(原状回復義務)

第 18 条 乙は、甲が第 14 条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転に係る必要書類を甲に提出しなければならない。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。また、抵当権、質権、賃貸借権等の使用収益を目的とする権利を抹消し、返還するものとする。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、第 17 条に規定する違約金とは別に、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の控除)

第 20 条 甲は、第 16 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、次の各号に定める乙が甲に支払うべき金銭があるときは、返還する売買代金と相殺することができる。

- (1) 第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する違約金
- (2) 第 18 条第 2 項に規定する損害に相当する金額
- (3) 第 18 条第 3 項に規定する登記費用等
- (4) 第 19 条に規定する損害賠償金

(契約費用)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第 22 条 乙は、当該売買物件に係る法令等の規制を熟知のうえ、本契約を締結したものであることを確認し、当該売買物件を利用するに当たっては当該法令を遵守するものとする。

(公課公租)

第 23 条 この契約の締結による売買物件の引渡し以降、この車両に対して賦課される公課公租は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 24 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第 25 条 この契約に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、法令(国東市の条例及び規則等を含む。)の定めによるもののほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 国東市国東町鶴川 1 4 9 番地
甲
氏 名 国東市長 松井 督治

住 所
乙
氏 名

売買物件の表示

売却車両 トヨタ ハイエース 救急車